

令和4(2022)年度～令和5(2023)年度

港区の監査概要

～行財政運営の合规性と効率性の向上を目指して～



第20回港区観光フォトコンテスト2022入賞作品から



港区監査委員

監査委員とは

監査委員は、地方公共団体に必ず置かれる執行機関であり、区の事務執行の正否や適否をチェックし、住民や議会等が正しく判断するもととなる情報を提供します。監査委員は、区長の指揮監督から職務上独立し、公正で効率的な行政運営の確保に努める使命を担っています。

1 監査の基本方針

行政の合规性と効率性の確保という監査の目的を十分に認識し、事務事業や予算執行の適法性、正確性などの検証はもとより、住民福祉の増進やサービスの向上、安全安心の確保など区民の視点に立った監査を実施します。

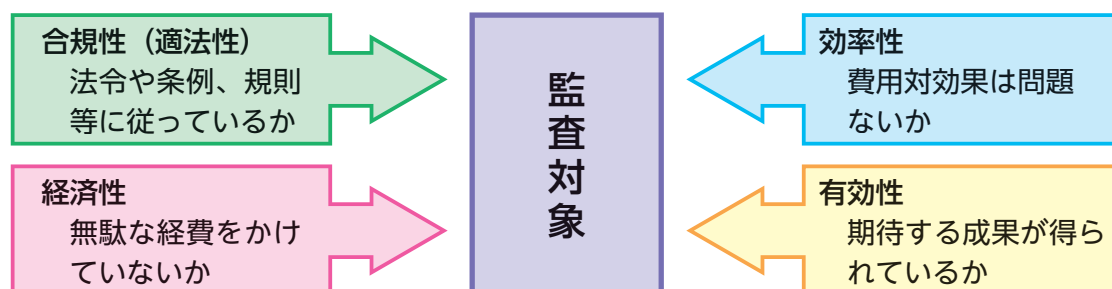


2 主な監査の種類と概要

監査委員は、以下の監査等を行います。

定期監査	前年度の予算執行や財務に関する事務全般について、適切な事務・管理がなされているかを監査します。
決算等審査	区長からの付託に基づき、前年度の決算数値の正確性の検証や予算の執行について審査し、財務や事業等に関して意見を述べます。あわせて、地方公共団体の財政の健全化判断比率の数値について審査します。
財政援助団体等監査	区の補助金交付団体や指定管理者等を対象に、出納その他の事務の執行が、補助金等の交付の目的に沿っているかなどを監査します。
随時（工事）監査	区施設の建築や土木工事について、施工監理や監督などが適正かつ効率的に行われているかなど、技術面から監査します。
例月出納検査	会計管理者の権限に属する現金の出納について、毎月の計数を確認するとともに、事務処理の適法性について検査します。
内部統制評価報告書審査	内部統制評価が手続に沿って適切に実施され、内部統制が有効に機能しているかを審査します。
住民監査請求	長や行政機関、職員による違法・不当な公金の支出など財務会計上の行為について、区民から監査請求があったものについて監査します。

3 監査の視点



4 監査の実施概要

《2022年度（令和4年度）の監査から》

監査区分	実施期間	関係部課等	監査項目・結果等
財政援助 団体等監査	10月～1月	延べ45団体	【監査項目】 補助金、委託料等の適正な執行について 【指摘事項】 2件 【意見事項】 15件
随時（工事） 監査	12月～1月	施設課、 麻布地区 総合支所	【監査対象事業】 ・港区立赤羽小学校新築工事及び関連工事（電気設備、機械設備、昇降機設備）並びに同工事監理等業務委託 ・一の橋公園整備工事及び（仮称）一の橋公園自転車駐車場整備工事 【指摘事項・意見事項】 0件
例月出納 検査	毎月25日を 中心とする 3日間	会計室	【検査項目】 ・一般会計 ・国民健康保険事業会計 ・後期高齢者医療会計 ・介護保険会計 ・特別区民税、国民健康保険料等の収納状況
住民監査 請求	当該年度は請求なし		

《2023年度（令和5年度）の監査から》（令和5年4月～11月）

監査区分	実施期間	関係部課等	監査項目・結果等
定期監査	4月～6月 （前期）	各地区総合支所、 みなと保健所を 除く各部局	【監査の主な観点】 ・現金、金券等管理事務 ・歳入事務 ・契約事務 ・補助金 ・施設の安全管理 【指摘事項】 47件 【意見事項】 29件
	8月～10月 （後期）	各地区総合支所、 みなと保健所	
決算等審査	7月～8月	会計室 財政課	・令和4年度港区各会計歳入歳出決算書の審査 ・審査した結果についての意見 （詳細は審査意見書をご参照ください。）
内部統制評価 報告書審査	8月～11月	内部統制評価 委員会	・令和4年度港区内部統制評価報告書の審査 ・審査した結果についての意見 （詳細は審査意見書をご参照ください。）

※指摘事項・・・不適正な事務執行で、是正改善が強く求められるもの
 意見事項・・・組織及び運営の効率化、適正化等の観点から改善が必要なもの

5 2023年度(令和5年度)定期監査

1 定期監査とは

地方自治法第199条第1項・第4項に定める監査で、毎年1回以上、財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について、各地区総合支所及び各部局を対象に監査するものです。

2 監査の対象

各地区総合支所及び各部局が、2022年度(令和4年度)に執行した歳入歳出事務全般です。

3 監査の方法

(1) 実施期間

令和5年4月4日～6月15日(前期)/令和5年8月30日～10月4日(後期)

(2) 事情聴取・書面による監査

事務担当者から直接事情聴取し、個別の質疑を通して実態把握を行いました。

また、意思決定に関する起案文書、その他の歳入歳出に係る書類(収入関係書類、契約書、支出関係書類、報告書等)について監査を行いました。内容が不明のときは、各課の担当者に説明や必要な書類の追加提出を求めました。

4 監査の結果

(1) 指摘事項 前期28件/後期19件

前渡金の清算事務が遅延したものや、業務委託の確認漏れなどがありました。

(2) 意見事項 前期16件/後期13件

歳入の調定事務が遅延したものや、適切ではない契約事務などがありました。

(3) フォローアップ

指摘事項や意見事項があった各課は、事務改善、職員への注意喚起、情報共有化等の適切な措置を講じます。その内容は、区長から監査委員に通知されます。

定期監査結果一覧

【前期】

(単位：件)

部名	指摘事項	意見事項	合計	部名	指摘事項	意見事項	合計
産業・地域振興支援部	2	1	3	企画経営部等	4	1	5
保健福祉支援部	4	1	5	総務部	1	3	4
子ども家庭支援部	3	0	3	会計室	0	1	1
街づくり支援部等	0	2	2	教育委員会事務局 教育推進部	5	1	6
環境リサイクル支援部	4	2	6	教育委員会事務局 学校教育部	5	4	9

【後期】

(単位：件)

部名	指摘事項	意見事項	合計	部名	指摘事項	意見事項	合計
芝地区総合支所	1	2	3	みなと保健所	2	1	3
麻布地区総合支所	4	2	6	総務部	0	2	2
赤坂地区総合支所	7	0	7	会計室	0	1	1
高輪地区総合支所	0	1	1	各地区総合支所及び 環境リサイクル支援部	0	1	1
芝浦港南地区総合支所	5	3	8				

6 2022年度(令和4年度)各会計決算等審査

1 各会計決算等審査意見とは

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、区長から提出された各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況を審査するものです。

2 各会計決算等審査

令和4年度の一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療会計及び介護保険会計をあわせた歳入決算額は、2,316億6,572万5,179円、歳出決算額は2,184億7,056万162円です。その計数は正確であり、様式は関係法令の規定に準拠していました。

3 審査意見(「令和4年度港区各会計決算等審査意見書」概要)

「令和4年度一般会計、国民健康保険事業会計及び介護保険会計の歳入決算額及び歳出決算額は前年度に比べ減少しました。また、後期高齢者医療会計の歳入決算額及び歳出決算額は前年度に比べ増加しました。各会計については、計数や関係帳簿等の確認の結果、適正に運営が図られていました。歳入では区財政の根幹をなす特別区民税は、前年度と比べ大幅に増加しました。国民健康保険事業会計における国民健康保険料の対調定収入率は、他の特別会計と比較して低率で推移していることから、引き続き歳入の確保に努めてください。

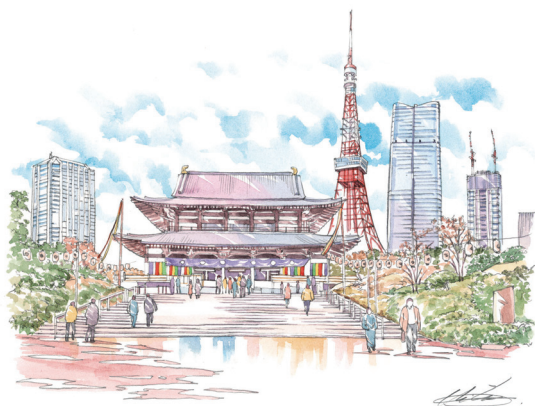
普通会計ベースの債務負担行為の後年度負担額は前年度より減少しています。これは基金残高の約13.0%に相当する額であり、今後の財政運営には十分留意してください。」

このほか一般会計の歳出については、「物価高騰等から区民生活と区内産業を守り、まちのにぎわいを加速する取組について」、「区民の健康づくりやいきいきとした暮らしと安全で快適に住み続けられるまちを実現する取組について」、「区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに過ごせるまちを実現する取組について」及び「区民が便利に暮らすことができるデジタル化を推進する取組について」の意見を述べました。

《財政健全化判断比率審査》

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づき、区長から提出された健全化判断比率(地方自治体の財政状況の健全度を示す比率)及びその算定基礎となる書類が、適正に作成されているか審査するものです。

書類は適正に作成されており、計数等の数値は適正に算定されているものと認められることから、審査に付された健全化判断比率は、適正であると認められました。



増上寺と区内のランドマーク
Licensed by TOKYO TOWER



7 2022年度(令和4年度)内部統制評価報告書審査

1 内部統制評価報告書審査とは

内部統制評価報告書審査は、区長からの審査依頼に基づき、区長が作成した内部統制評価報告書について、区長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査するものです。

2 審査の結果

令和4年度港区内部統制評価報告書について審査したところ、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であるという結果となりました。

なお、その他の意見として、内部統制推進部局は、リスクの区民及び事業者への影響度やICT化の進展等に伴う環境の変化によるリスク発生の可能性なども考慮し、各課がリスク選定する際の基準の見直しにも取り組むこと等の意見を述べました。

8 2022年度(令和4年度)財政援助団体等監査

1 財政援助団体等監査とは

地方自治法第199条第5項及び第7項に定める監査で、区が財政援助を行っている団体等について、出納その他の事務の執行が、補助金等の交付の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査するものです。

2 監査の対象とした団体や指定管理者等の数

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 補助金の交付 | 5 団体 |
| (2) 公の施設の管理委託 | 6 団体(43 施設) |

3 監査の方法

- (1) 実施期間 令和4年10月11日～令和5年1月31日
- (2) 事情聴取・書面による監査
起案文書や契約書等の内容確認、実績報告に基づく履行状況の調査、質疑などを行いました。
- (3) 実地による監査
指定管理施設を管理する6団体については、現場での実地監査と確認を行うと共に、税理士による財務監査を実施しました。

4 監査の結果

一部に改善又は検討を要するものがありました。

- (1) 指摘事項2件
区が承認する前に再委託先の業者と契約していたもの、団体が予算用に業者から徴した見積書を採用して見積合わせを行っていたものなどがありました。
- (2) 意見事項15件
団体から提出された事業計画書が指定された期日内に提出されていなかったもの、団体が再委託先の業者と契約書を交わしていなかったものなどがありました。
- (3) フォローアップ
指摘事項や意見事項があった各課は、提出書類の確認の徹底、職員への注意喚起、情報共有化等の適切な措置を講じます。その内容は、令和5年度末までに監査委員に報告します。

部名	指摘事項	意見事項	合計	部名	指摘事項	意見事項	合計
芝地区総合支所	0	2	2	芝浦港南地区総合支所	1	3	4
麻布地区総合支所	0	2	2	保健福祉支援部	0	2	2
赤坂地区総合支所	0	1	1	企画経営部	0	1	1
高輪地区総合支所	1	2	3	教育委員会事務局 教育推進部	0	2	2

9 2022年度(令和4年度)随時(工事)監査

1 監査の対象

建築工事

- ・港区立赤羽小学校新築工事及び関連工事（電気設備、機械設備、昇降機設備）並びに同工事監理等業務委託

土木工事

- ・一の橋公園整備工事及び（仮称）一の橋公園自転車駐車場整備工事



一の橋公園整備工事の現場確認

2 監査の方法

(1) 実施期間 令和4年12月12日～令和5年1月24日

(2) 書面・事情聴取による監査

設計図書や監理書類、施工計画書・報告書の内容確認を行うとともに、工事会社等から事情説明を受け、工事監理や安全対策、仕様に沿った材料の使用等の適否について、建築士等による事前監査を実施しました。

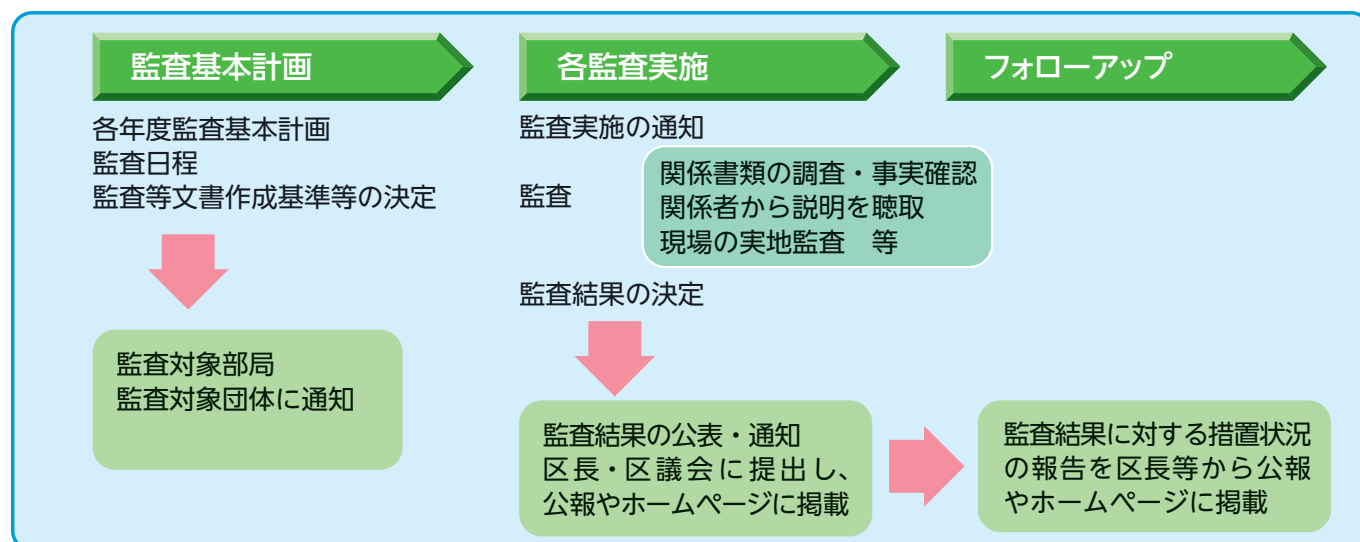
(3) 実地による監査

令和5年1月13日に監査委員が工事現場を確認するとともに、工事関係者から工事監理等に関する説明を受け、質疑しました。

3 監査の結果

監査対象のいずれの工事についても、おおむね適正に施工、監理が行われており、特に指摘すべき事項はありませんでした。

監査事務の基本的な流れ



10 包括外部監査のあらまし

1 包括外部監査とは

地方自治法の改正により平成9年度から制度化され、港区では平成13年度から包括外部監査を実施しています。

弁護士や公認会計士など外部の人材を活用して、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業から、環境や学校教育、観光振興など、特定のテーマを選んで監査するものです。

2 2022年度(令和4年度)の包括外部監査

(1) 監査テーマ

「多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行について」

(2) 監査期間

令和4年6月28日～令和5年1月25日

(3) 監査の視点

- ・多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行が、関連する法令及び条例、規則に従い、適正に行われているか
- ・多様性の尊重に関する事業の財務事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか、

(4) 監査の指摘または意見 合計 68 件

- ・外部監査の総括 1 件
- ・人権尊重・啓発に関する事業 6 件
- ・男女平等参画に関する事業 14 件
- ・国際化推進に関する事業 15 件
- ・障害者福祉に関する事業 12 件
- ・子ども・子育て支援に関する事業 9 件
- ・高齢者支援に関する事業 4 件
- ・自治体としての港区における多様性の尊重に関する事業及び取組 7 件

※2023年度(令和5年度)は条例の規定(隔年実施)により実施しない年度です。

インフォメーション

監査結果は、港区ホームページと以下の場所で閲覧できます。

■港区ホームページ <https://www.city.minato.tokyo.jp/>

■閲覧できる場所(公報の置いてある場所)

●港区役所3階区政資料室 ●区立図書館 ●各地区総合支所



令和4(2022)年度～令和5(2023)年度 港区の監査概要

2024年1月発行

刊行物発行番号 2023170-8711

発行 港区監査事務局 〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号

問い合わせ 監査に関すること 監査事務局 TEL(3578)2782
包括外部監査に関すること 企画経営部 企画課 TEL(3578)2622